

社労士 NEWS>>>

>>> 2025.3 Vol.172

発行 >>>

社会保険労務士法人ワークデザイン URL : <https://www.waku-wakujinji.com>
〒939-8084 富山市西中野町 2 丁目 15-30 ミノワビル 2 階
Tel 076-413-3541 Fax 076-413-3542 Mail info@waku-wakujinji.com

CONTENTS >>> 1. 両立支援 > 育児関係の新しい給付金
2. 職場改善 > オフボーディングが与える職場への影響

1. 両立支援

育児関係の新しい給付金

令和 7 年 4 月、雇用保険制度に育児関係の新しい給付金が創設されます。「出生後休業支援給付金」と「育児時短就業給付金」です。本稿では、この二つの給付金について概要をお伝えします。

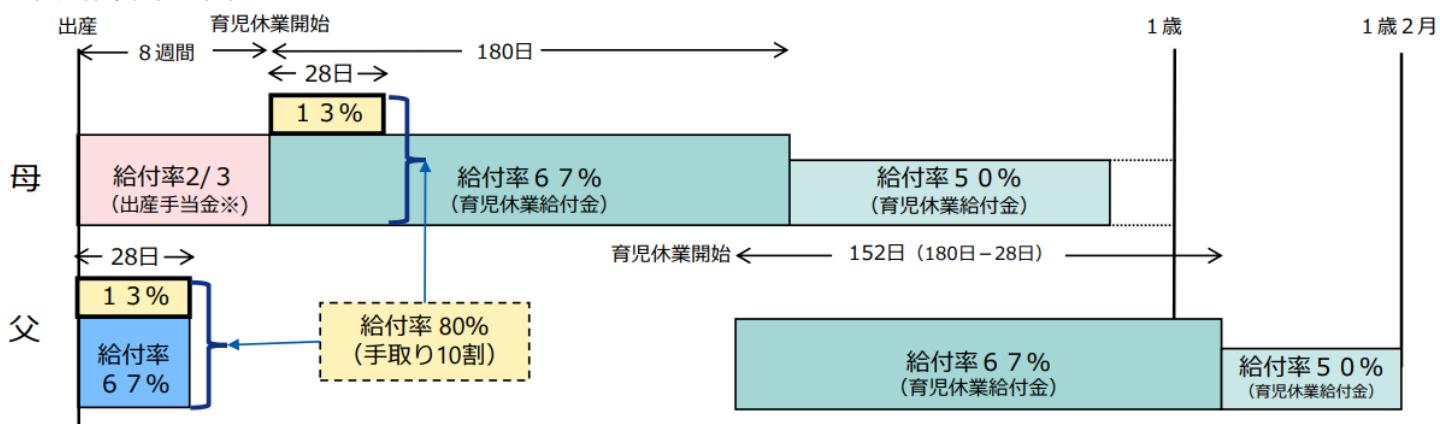
1. 出生後休業支援給付金

子どもが生まれた直後の一定期間に、夫婦がそれぞれ 14 日以上の育児休業を取ると、最大 28 日間、出生後休業支援給付金が支給されます。「一定期間」とは、父親は子の出生後 8 週間以内、母親は産後休業後

8 週間以内です。

給付金の額は、休業開始前賃金の 13% 相当です。従来の育児休業給付金または出生時育児休業給付金（休業開始前賃金の 67%）に上乗せされ、給付率は計 80% となります。

○育児休業給付の給付イメージ



※健康保険等により、産前 6 週間、産後 8 週間にについて、過去 12 ヶ月における平均標準報酬月額の 2 / 3 相当額を支給。

※厚生労働省「令和 6 年雇用保険制度改革改正（令和 7 年 4 月 1 日施行分）について」より

育児休業給付金、出生時育児休業給付金、出生後休業支援給付金はいずれも非課税です。

さらに育児休業中は、健康保険・厚生年金の保険料が免除され、勤務先から給与が支給されなければ雇用保険料も発生しません。

このため、給付率 80% で、手取り 10 割相当の給付となります。

また、次の場合には、配偶者が育児休業を取らなくても、出生後休業支援給付金が支給されます。

